# 令和7・8年度宇城市工事入札参加者資格審査における格付基準

#### 1 等級区分の資格要件

#### (1)総合点数の基準

格付に当たっては、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23に規定する経営事項審査の結果における総合評点に、2に規定する技術事項等評価項目及び数値により算出した技術事項等評価点数を加えた総合点数に応じて、次に定める基準に基づきそれぞれの等級に格付けするものとする。

ただし、この場合において(2)から(5)までに規定する要件を満たしていなければならない。

なお、前回格付けされた等級から2等級以上上位に変動する場合は、1等級まで に止めるものとする。

また、前回格付を受けていない業種については、最も下位の等級に格付けするものとする。

等級	土木一式工事	建築一式工事	舗装工事
А	950点以上	900点以上	800点以上
В	750点以上	900点未満	800点未満
С	550点以上		
D	550点未満		

#### (2) 建設業許可の種類

土木一式工事A等級、建築一式工事A等級にあっては、特定建設業の許可を有すること。

## (3) 平均完成工事高(経営審査2年又は3年平均完成工事高)

等級	土木一式工事	建築一式工事	舗装工事
А	1 億円以上	4千万円以上	3千万円以上
В	2千万円以上		2百万円以上

※2年又は3年平均完成工事高が無い場合は、最も下位の等級に格付けする。

# (4) 1級技術者数

等級	土木一式工事	建築一式工事	舗装工事
Α	3人以上	1人以上	1人以上

#### (5) 自己資本額

等級	土木一式工事	建築一式工事	舗装工事
А	4千万円以上	4千万円以上	1千万円以上

#### 2 技術事項等評価項目及び数値

# (1) 工事成績(宇城市発注の元請工事)

・令和5年4月から令和7年3月までの工事成績評点の平均点(格付工事別、競争 入札分)により加点するもの

工事成績の平均点	点数	備考
85点以上	50点	ただし、件数1件の場合は30点
80点~85点未満	30点	ただし、件数1件の場合は20点
75点~80点未満	10点	ただし、件数1件の場合は5点

## (2)格付工事別により加点するもの

ア 経営事項審査における工事の平均完成工事高

区 分	点数
100,000千円以上	30点
100,000千円未満~70,000千円以上	20点
70,000千円未満~50,000千円以上	15点
50,000千円未満~30,000千円以上	10点
30,000千円未満~10,000千円以上	5点

#### イ 平均完成工事高合計に占める格付工事別の平均完成工事高の比率

区分	点 数
90%以上	30点
90%未満~70%以上	20点
70%未満~50%以上	15点
50%未満~30%以上	1 0点
30%未満~10%以上	5点

#### (3)技術者の保有状況(令和7年4月1日現在の技術職員数・格付け工事別)

・令和7年4月1日現在の技術職員数(1級+2級)により加点するもの。

技術職員数	点数
8人以上	30点
4人以上8人未満	20点
2人以上4人未満	10点

<sup>※</sup>技術職員数2人未満については加点しない。

#### (4)舗装施工管理技術者

・ 令和7年4月1日現在の技術職員数により加点するもの。

区分	点 数
1級舗装施工管理技術者	1人につき5点
2級舗装施工管理技術者	1人につき2点

※舗装工事の格付けのみを対象とする。

#### (5) 宇城市発注工事優良工事状況

・令和5年4月から令和7年3月までの優良工事(格付工事別、競争入札分)により加点するもの。

区分	点 数
工事成績85点以上	20点
工事成績80点以上85点未満	1 0点

<sup>※1</sup>年につき1件について評価する。

#### (6) 宇城市発注工事粗雑工事状況

・令和5年4月から令和7年3月までの粗雑工事(格付工事別、競争入札分)により減点するもの。

区分	点 数
工事成績65点未満	1件当たり△25点
工事成績60点未満	1件当たり△35点

#### (7)信用の度合

区分	点 数
令和5年4月から令和7年3月までの間に おける指名停止	1月当たり△20点

<sup>※1</sup>月未満の端数は1月で算定する。

# (8) SDGs登録状況(令和7年4月1日現在)

区分	点数
熊本県 SDG s 登録制度に登録されている者	1 0点

#### (9) 宇城市表彰状況

・令和5年4月から令和7年3月までの間における下記表彰に対し加点するもの。

区分	点 数
宇城市優良工事表彰を受けた者	表彰 1 件につき 20点
宇城市優良若手技術者及び女性技術者表彰を 受けた者	表彰 1 件につき 10 点

## (10) ブライト企業の認定状況(令和7年4月1日現在)

区分	点数
ブライト企業に認定されている場合	20点

#### (11) 社会的貢献度

ア 身体障害者の雇用状況(令和7年4月1日現在)

区分	点 数
障害者を1人以上雇用している場合	10点

※「(10)ブライト企業の認定状況」において加点されている場合は、加点しない。

# イ 保護観察者の協力雇用主(令和7年4月1日現在)

区分	点 数
保護観察者の協力雇用主の登録を行ってい る者	1 0点

### ウ 防災活動協定の締結(令和7年4月1日現在)

区分	点数
市と災害協定を締結している団体に加入している者	1 0点

# エ 男女共同参画の推進状況(令和7年4月1日現在)

区分	点 数
就業規則において育児休業制度及び介護休業 制度の両制度を設けている場合	1 0点

※「(10)ブライト企業の認定状況」において加点されている場合は、加点しない。

# 才 宇城市消防団員(令和7年4月1日現在)

区分	点 数
加入団員数	団員数1人につき2点

※上限を10名までとする。

# カ 宇城市消防団協力事業所の認定

区分	点数
宇城市消防団協力事業所として認定を受け、表 示証の交付を受けている者	1 0点

#### キ 新規学卒者等の雇用及び定着の状況(令和7年4月1日現在)

区分	点 数
・学校教育法に規定する学校又は専修学校を、令和 元年度から令和3年度までの間に卒業した者を採用 し6ヵ月を超えて常用雇用	1人につき4点
・40歳未満の者を採用し3年以上継続して雇用	

# ク 不当要求防止責任者講習の受講状況

区分	点 数
令和2年1月1日から令和6年12月31日までの間に従業員若しくは役員に暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に基づく不当要求防止責任者講習を受講させた実績のある者	1 О点

附 則 この格付基準は、令和7年7月1日から施行する。